

青少年のインターネット環境の整備等に関する検討会
第17回会合議事録

日 時：平成25年4月22日（火）14:00～15:30

場 所：内閣府（4号館）共用第4特別会議室

出席委員：清水座長、藤原座長代理、五十嵐委員、植山委員、奥山委員、尾花委員、清原委員、国分委員、曾我委員、高橋委員、別所委員、半田委員（代理：設楽氏）

（内閣府）：杵淵審議官、山本参事官

（オブザーバー）：

警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課課長補佐、警察庁生活安全局少年課少年保護対策室長、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課長、法務省大臣官房参事官、文部科学省スポーツ・青少年局青少年課長併参事官、経済産業省商務情報政策局情報経済課長

議事次第

1. 開 会

2. 議 題

（1）「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」の進捗状況（平成24年度）について

（2）報告案件

①青少年のインターネット利用環境実態調査結果について

②青少年インターネット利用環境に係る地方連携体制支援事業について

（3）その他

3. 閉 会

4. 議事内容

○清水座長 それでは、定刻になりましたので始めさせていただきます。

本日はお忙しいところをお集まりいただき、誠にありがとうございます。

第17回の検討会となります。

それでは、最初に委員の出欠状況等につきまして事務局からお願いします。

○山本参事官 御報告いたします。本日は半田委員の代理として設楽様に御出席いただいております。全ての委員に御出席をいただいているところでございます。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

続きまして、配付資料の確認をお願いいたします。

○山本参事官 配付資料でございます。

まず議事次第がございまして、2枚目に資料一覧がございまして。

資料は資料1～資料9まで、参考資料が1～3まででございまして。

資料1は内閣官房IT担当室の広報啓発活動に関するもの。

資料2-1が内閣府の主な取組。その後にパンフレットがございまして。

資料3-1が警察庁の主な取組。

3-2がサイバー防犯ボランティア活動マニュアル。

3-3が同じく育成のための研修マニュアルでございまして。

3-4がサイバー犯罪の研究状況等について。

資料4が法務省の主な取組。

資料5-1が法務省の資料でありますけれども、刑法等の一部を改正する法律についてのもの。

5-2が人権相談体制に関するもの。

5-3が人権侵害情報への対応に関するもの。

5-4がバナー広告の掲載例でございまして。

資料6-1が文部科学省の取組。

6-2が同じく普及啓発に関するもの。

資料7が経済産業省の主な取組について。

資料8が平成24年度の利用実態調査の概要版。

資料9が地方連携体制支援事業に関するものでございまして。

参考資料1はフォローアップ結果の全体のまとめを示したものの。

参考資料2が24年度の利用実態調査の報告書。

同じく資料3が諸外国の調査の報告書でございまして。

なお、参考資料2と3につきましては部数の関係でテーブル席の方のみの配付とさせていただきます。傍聴の方で御希望がございましたら、後ほど事務局まで御連絡をいただきたいと思います。

不足等ございましたら、事務局までお申し付けいただきたいと思います。

また、本日の会議の議事録でございましてけれども、別途各委員の皆様方の御確認をいただいた上で座長にお諮りした後、公開をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山本参事官 それでは、そのようにさせていただきますと思います。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、早速議事に入らせていただきたいと思います。

まず最初は議題1でございまして。青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画の平成24年度の進捗状況についてでござい

す。関係府省庁より取組状況を御説明いただきまして、その後に意見交換の時間をとりたいと思います。

それでは、最初に内閣府から説明をお願いします。

○山本参事官 それでは、内閣府から御説明をいたします。

まず簡単にフォローアップの全体像について御説明をいたします。参考資料1をごらんいただきたいと思います。

参考資料1は第2次基本計画の項目に沿いまして該当施策と実施状況を取りまとめたものでございます。このうち該当施策の欄につきましましては、これまで本検討会において御議論いただきましたとおり、今回は各施策の定量的な検証を行うための指標を盛り込んだところでございます。再掲をしている部分も含めまして全体で107の施策がございますけれども、そのうちの6割に当たります65の施策において指標を設けたところでございます。真ん中の実施状況の欄にできる限り具体的な数値を盛り込んだところでございます。

例えば1ページでは、学校における情報モラル教育の推進という項目の中に教員のICT活用指導力という指標を設けたところでございます。これに対して真ん中の実施状況のところにおいては「平成23年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」から情報モラルなどの指導をする能力に係る評価結果が記載されてございます。

また、法務省関連の部分におきましては、本検討会の御指摘を受けまして、インターネット上の人権相談件数など必ずしも青少年に特化したものではないことから指標とはしないものの、実施状況において参考情報ということで記載をしているところでございます。各施策の効果検証に役立てていただけるものと考えてございます。

続きまして、内閣府の主な取組について御説明を申し上げます。資料2-1をごらんいただきたいと思います。

平成24年度の取組ということでございまして、大きく4点を掲げてございます。

1つは本検討会の開催でございます。平成24年度は計3回記載のとおり開催したところでございます。

特にこの中では昨年4月第14回検討会におきまして基本計画の見直しに係る御提言を決定いただきました。これを受けまして7月に第2次の基本計画が決定されたところでございます。

2つ目は広報・啓発活動の実施でございます。これは第2次基本計画におきまして保護者に対する有効な普及啓発支援の検討が新たに設けられたことを受けまして、有識者によります検討会議を開催いたしまして、その結果を報告書とパンフレットということで取りまとめたところでございます。パンフレットにつきましましては別添でおつけをしておりますが、このたび印刷ができ上がったところでございます。前回の検討会におきまして尾花委員の御指摘を受けたことから、Wi-Fiと無線LANの用語の整理をしましたほか、スマートフォンにおいて3G回線だけでなく、アプリケーションや無線LAN回線における対応が必要となるといったところがよく伝わるようにするためにレイアウトを工夫しますとともに、ポイ

ントとなる部分を赤字で強調したところがございます。このパンフレットは今後全国の都道府県あるいは政令市に約2万部ほど配布する予定でございます。また電子データについては内閣府のホームページに掲載して、利用していただくことを予定しております。

もう一つ、春の進級進学に伴う携帯電話の購入、買換え時期における対策としまして本年2月に全国の都道府県、政令市に対してこの報告書、パンフレットを紹介しつつ、重点的な啓発活動を依頼したところがございます。

3つ目は国内外の実態調査でございます。1つは24年度の「インターネット利用環境実態調査」を実施し、その全体像を取りまとめたところがございます。後ほどお時間をいただいてまた御説明させていただきます。

もう一つは諸外国の実態調査としまして、24年度はアメリカ、カナダ、イギリス、オーストラリアにおけますレイティング・ゾーニングに関する取組状況について調査を行いました。今回参考資料2と3としてお配りしておりますので、後ほど御参照いただければ幸いです。

4つ目としまして国際連携の促進でございます。OECDの関連の委員会、作業部会に出席いたしまして、オンライン上の青少年保護勧告を踏まえた国際的な連携を推進する取組に参画したところがございます。

内閣府からは以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、警察庁、お願いします。

○青木課長補佐 失礼いたします。警察庁情報技術犯罪対策課、青木と申します。

資料について説明させていただきます。資料3-1で全体像を示させていただいております。

資料3-1として実態把握の推進でございます。

1番といたしましてコミュニティサイトに起因する児童被害の事犯に係る調査結果を公表しております。平成24年上半期に検挙したコミュニティサイトに起因する児童被害の福祉事犯等599件につき、被害児童のフィルタリング加入状況等を調査した結果を、右の括弧書きの参考の警察庁のホームページでございしますが、発表しております。一応599件につきましては前年比でいけばマイナス127件でございます。

「2. サイバー防犯ボランティア育成・支援の推進」という項目でございます。昨年度サイバー空間におけるボランティア活動の促進を図るために、既存のサイバー防犯ボランティア団体に対してアンケート調査を実施するなどしまして、サイバー防犯ボランティア活動のマニュアル、モデル版でございます、もう一つサイバー防犯ボランティア育成のための研修カリキュラム、これもモデル版でございますが、作成・公表しております。公表場所につきましては括弧書きの参考欄でございます。

一応概要につきましてはお手元の資料3-2、3-3ということでポンチ絵を作らせていただいております。大体こういう項目、内容で各サイバーボランティアに参考としても

らうためのマニュアルを作らせていただき、育成のための研修カリキュラム、3-3でございますが、各ボランティアの中でカリキュラムをするに当たってのモデルとして作らせていただいております。ただ、これにつきましては丁数が多いために皆様のほうに配付するのが難しいと思ひまして、ポンチ絵だけを配付させていただいております。

続きまして、赤く囲っております「違法・有害情報対策の推進」でございます。

「1. 取締りの強化」でございます。平成24年中のサイバー犯罪の検挙件数は7,334件で、過去最高を記録しております。前年比でいけばプラス1,593件でございます。また出会い系サイトに起因する事犯の検挙件数は848件。前年比でいけばマイナス156件。コミュニティサイトに起因して児童が犯罪被害に遭った事犯の検挙件数は1,311件。前年比でいけばマイナス110件でございます。前半のサイバー犯罪検挙件数につきましては括弧書きの参考の上のほうのURLでございます。その後「出会い系サイトに起因する」の後の文章につきましては下のほうのURLで警察庁のホームページのほうに登載させていただいております。

なお、サイバー犯罪の検挙件数の詳細につきましてはお手元の資料3-4、広報資料でございますが、こちらのほうで詳細を皆様に配付させていただいているところでございます。

続きまして「2. 違法・有害情報排除対策の推進」という項目でございます。

「(1) インターネット・ホットラインセンター (IHC) の運用」でございます。警察庁が委託しましてホットラインセンターを運用していただいておりますけれども、インターネット利用者から違法・有害情報に関する通報を受け付け、警察への通報やサイト管理者等への削除依頼等を行うインターネット・ホットラインセンターの運用ガイドラインに昨年7月1日から2類型不正アクセス関係を追加して違法・有害情報対策を推進しているところでございます。現在、違法情報につきましては10類型となっております。有害情報につきましては今までどおり3類型のまま運用しております。

「(2) サイバーパトロール業務の外部委託」。平成20年から行っておりますけれども、一般からの通報が期待できない出会い系サイトの禁止誘引情報や登録制サイト内の児童ポルノ、わいせつ物公然陳列情報を収集し、インターネット・ホットラインセンターへ通報するサイバーパトロール業務につきまして、昨年の平成24年12月1日から犯罪インフラ関連情報の収集を追加して違法・有害情報対策をやっているところでございます。

なお、犯罪インフラ関連情報といいますのは私どもで命名させていただきまして、薬物関連等、あとは振り込め詐欺関連等の情報をインターネット・ホットラインセンターに昨年12月1日から通報していただくようにしているものでございます。

「3. 少年を取り巻く有害環境の浄化対策の推進」でございます。

「(1) 保護者に対する広報啓発の推進」「(2) 携帯電話事業者等に対する指導・要請の強化」につきまして平成25年1月31日に全国に通達を發し、各都道府県に対して取組を推進するよう指示しているところでございます。

あと右側に「保護者説明会や非行防止教室等における広報啓発の実施状況」ということ

で、平成22年11月～25年2月まで行った実施回数、受講者数等を記載させて報告させていただいているところでございます。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、総務省、お願いします。

○玉田消費者行政課長 総務省でございます。

お手元の資料4で御説明をさせていただきます。

総務省の取組、基本計画の項目に沿って4点に整理をしております。

まず青少年のインターネットの適切な利用に関する教育、啓発活動の推進に関連しまして、インターネットリテラシーに関する指標を作成いたしました。詳細については前回までの会合で御説明をさせていただいておりますけれども、Internet Literacy Assessment indicator for Students、ILASという形でテスト問題を全国11地域23校の高校1年生2,500名を対象に実施いたしまして、その結果を集計・分析いたしております。

あわせてe-ネットキャラバンという形でスマートフォンやタブレットをテーマとする講座の申込みが急増しておりまして、過去一番多い1,524の講座を実施しております。

それから、地域における連携体制構築ということで昨年9月に「スマートフォン安心安全利用促進プログラム」という形で周知啓発あるいはフィルタリングに関する政策パッケージを総務省として公表しておりますが、こちらにおいて総合通信局等を核としながら高校PTAと関係者との連携体制を構築いたしまして周知啓発活動を実施しております。

大きな2つ目、青少年有害情報フィルタリングの性能向上及び利用の普及ということで、1つ目が新たな機器及び伝送技術に対応したフィルタリングの推進ということで、従来スマートフォンについて無線LANの利用時あるいはアプリケーションについてフィルタリングがかからないという御指摘もなされておりましたけれども、これらに対応できるフィルタリングソフトウェアの早期の開発を関係事業者をお願いしてございましたところ、携帯電話各社において昨年11月以降順次提供が開始されております。あわせてこれに対応するため第3者機関においても認定スキームを整備いただいております。

それから、青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いた設計支援ということで、先ほどのフィルタリングソフトに関しては各社ともプリインストールによって御対応いただいております。さらには一部の事業者におかれましては青少年の安全安心に配慮した、いわゆるジュニアスマホといった形のスマートフォンも新たに開発提供等いただいております。

3点目でございますが、民間団体等の支援ということで、安心ネットづくり促進協議会に対する支援。こちらで昨年スマートフォン等に関する課題検討を目的としたスマートフォン作業部会を約半年余りにわたり御検討いただきましたが、こちらにオブザーバー参加をいたしまして報告書取りまとめ等を支援させていただきました。また、それを受ける形で普及啓発広報委員会というところで、これも啓発用のリーフレットとして前回までに御

説明させていただいております「スマートフォン安心安全ガイド」も作成提供しているところでございます。

4点目、その他の重要施策ということで、最初に御説明をしましたインターネットリテラシー指標ILASは、平成24年2月に採択されたOECD勧告において同様の指標開発を行うべきだとする理事会勧告がなされておりますが、こちらを海外にも展開すべく日米インターネットエコノミーを初めとした各種バイラテラルの会合において、この指標及びテスト結果に対する情報共有をしたほか、OECDに対して有識者を長期派遣、約半年間にわたり事務局で御活躍いただきまして、この4月上旬の関係会合において事務局の資料としてILASが説明されているという状況に立ち至っております。

最後に民間の自主的取組に関する国際連携ということで、同じく上記国際会合の場を活用して自主的取組、情報共有等ベストプラクティスの共有等に関する意見交換も行っているところでございます。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、法務省、お願いします。

○椿参事官 法務省でございます。

法務省の取組は大きく分けましてサイバー犯罪に関わる法整備と人権相談、人権啓発に関するものとなります。

まずサイバー犯罪の取り締まりについてですが、資料5-1となります。

情報技術の発展に伴い、サイバー犯罪が多発するとともに、証拠収集等の手続の面においてもコンピュータや電磁的記録の特質に応じた手続を整備する必要性が生じております。これに適切に対処するため、いわゆるコンピュータウイルスの作成・供用等の罪の新設あるいは手続法の整備としまして差押えの執行方法の整備等あるいは通信履歴の電磁的記録の保全要請に関する規定の整備等を行うことを内容としました情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案を第177回国会に提出し、この法律は平成23年6月に成立し、昨年平成24年6月までに実体法部分、手続法部分ともに施行されました。

検察当局におきましては、他人の電子計算機における実行の用に供する目的でコンピュータウイルスを保管していた者について、いわゆるウイルス保管罪を適用して起訴するなど、改正刑法、改正刑事訴訟法等の適切な運用に努めております。

次に、人権擁護機関における取組でございます。資料5-2をごらんください。

人権問題に係る主な人権相談体制といたしまして、全国の法務局、地方法務局及びその支局におきまして面談や電話等で人権相談に応じているほか、子供に関する人権問題専用の相談電話「子どもの人権110番」をフリーダイヤルで設置し、悩みを抱える子供たちが相談しやすい体制を整備しております。昨年は約2万8,000件の相談が寄せられております。

また、平日の相談時間を延長するとともに、土日も相談に応じることなどを内容とします全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を年1回実施しております。

このほか、全国の小中学校の全児童・生徒に対して、人権相談用の便箋と封筒が一体となりました「子どもの人権SOSミニレター」を配布して、子供たちが発信する悩み事をいち早く受けとめる事業を実施しております。昨年度の相談件数については現在集計中ですが、平成23年度につきましては約2万4,000件の相談が寄せられました。

加えまして、パソコンや携帯電話から相談できるインターネット人権相談受付窓口（SOS-eメール）を開設しているところでございます。

次に資料5-3をごらんください。人権侵害情報への対応としまして、ただいま御説明しました人権相談などを端緒として、人権侵害の疑いがあると認められるような事案につきましては、人権侵害事件として調査を開始し、調査の結果、人権侵害の事実が認められた場合には救済のための適切な措置を講じております。インターネット上における名誉棄損、プライバシー侵害等の人権侵害情報に関しましても、プロバイダ等に対する発信者情報の開示請求や当該情報の削除依頼の方法について相談者に助言しておりますほか、表現の自由に配慮しながら、事案に応じて、プロバイダ等に対して当該情報の削除を要請する取組を行っております。青少年に限らず、それ以外からの相談も含みますが、昨年寄せられたインターネット上の人権侵害情報に関する相談件数は約4,000件であり、プロバイダ等に対し人権侵害情報の削除を要請した件数は約100件となっております。

次に人権啓発活動ですが、法務省の人権擁護機関では、「インターネットを悪用した人権侵害をやめよう」、これを啓発活動の年間強調事項として掲げ、年間を通して全国各地で各種啓発活動を実施しております。昨年度においても、人権擁護の観点からのインターネットの適正な利用に関する啓発活動の推進としまして、人権擁護委員が講師となって学校の総合的な学習の時間などを利用して実施する人権教室や人権啓発活動ネットワーク協議会などが実施する各種啓発事業等を通じて、インターネットの適正な利用についての啓発活動を実施しました。人権教室では、子供たちが興味を持ちやすいように、例えばインターネット上における人権問題についての人権啓発を、ビデオを活用して実施するなどしておりまして、実施後にアンケートをとった際には、「軽い気持ちでサイトを利用すると取り返しのつかないことになる」とわかった」「人権について理解が深まった」「映像（ビデオ）によるものは紙よりもインパクトがあってよかった」といった感想が寄せられております。

また、法務省の人権擁護機関では人権に対する正しい理解を深めるとともに、相談先や救済手続を知ってもらうことを目的としたバナー広告を作成し、ブログサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）サイト等に掲載をいたしました。資料5-4が実際に掲載しましたバナー広告の画面でございますので、参考までに添付をいたしました。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、文部科学省、お願いします。

○川又青少年課長 文部科学省でございます。

資料6-1、文部科学省の取組でございますが、1点目として実態の把握として引き続き全国学力・学習状況調査等によって携帯電話等の使用の状況の把握を進めていきますけれども、変化が激しいものですから、民間の調査あるいは地方教育委員会などの調査もあわせて見ていく必要があると思っております。

また、いじめということではいじめに関する調査などを通じた実態把握を引き続き実施をいたします。

2点目、子供や保護者への啓発でございますけれども、子供及び親子のルールづくりに関するリーフレットということで、これまでのリーフレットは「ちょっと待って、ケータイ」等がありましたけれども、スマートフォンなどの情報が少ないということで現在改訂作業中でございます。きょうは間に合いませんでしたけれども、間もなく漫画つきの子供が興味を持っていただけるような、スマートフォンを意識したリーフレットに改訂中でございます。

一番下、ケータイモラルキャラバン隊ということで、昨年度は全国6カ所でPTAの御協力をいただきながら開催したところでございます。

2枚目ですけれども、青少年インターネット環境整備法の普及啓発あるいは総務省さんと協力しているe-ネットキャラバン、ワークショップ、地域における対策等々の委託事業を実施しております。

3点目は学校での携帯電話の取り扱い。ただ、学校の現場でもタブレット端末を配付するなど、いろいろ状況が変わってきております。そういう点をよく見ていく必要があると考えております。

4点目はネット上のいじめの対応ということで、対応マニュアルあるいは学校ネットパトロールに関する調査研究の成果の普及などを実施いたしております。いじめに関しましては現在国会のほうでいじめ対策の基本法についての議論がなされているところでございますけれども、中でもネットいじめも含めたいじめの法案ということで現在準備が進められているところでございます。

5点目は情報モラル教育ということで、引き続き学校の中におけます情報モラル教育の推進ということで、さまざまな教材等々の普及をしているところでございます。

資料6-2につきましては、これらのうち昨年度の普及啓発事業で取り組んだものをまとめしております。

1ページ目はケータイモラルキャラバン隊として6カ所、今年度は12カ所に拡大していきたいと思っております。

下段は地域における有害情報対策ということで、それぞれの地域の中の関係者がコンソーシアムのような形で参加いただいて取り組んでいるものでございます。

2枚目は青少年安心ネット・ワークショップということで、島根県隠岐で実施いたしました。

また、下ですけれども、ネット安全の全国フォーラムということで、これらの事業を総

括するような形で国におきまして3月に事例の発表等々も含めた、成果発表も含めたフォーラムを開催したところでございます。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

最後に経済産業省、お願いします。

○佐脇情報経済課長 経済産業省でございます。

資料7を御覧ください。大きく2つございます。

1つはフィルタリングの関連でございます。携帯ゲーム機、インターネット接続テレビ等にフィルタリングを実装させるという話でございます。

2つ目は普及啓発でございます。まずフィルタリングでございますけれども、私どもは平成22年度にこれらの機器が使われるさまざまなシーンを想定した上で、青少年が比較的手軽にインターネットにオープンアクセスしかねないような機器ほど丁寧にフィルタリングを使えるようにしていく、そういう優先順位をつけた形での判断基準を整備いたしまして、その実行状況をモニタリングしてきているところでございますが、下にありますように昨年度2度ほど新発売の時期にチェックいたしましたところ、おおむね必要なものについては対応できているという結論を得てございますので、また引き続き新しい商品、新しい類型のものが出次第、こういったものをきめの細かい整理をしながら指導してまいりたいと思っております。

2つ目でございます。フィルタリング等に関する情報提供、普及啓発でございます。

まず普及啓発セミナーでございますけれども、一般向けセミナーにつきましては昨年度30回、延べ3,709名の方に御受講いただきまして、同じく指導者につきましては11回、247人となっております。

安全教室につきましても150回になってございまして、それぞれの効果測定につきましてはいろいろ試行錯誤しながら実のある運営にするよう改善に努めていきたいと思っております。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

以上、それぞれ御説明をいただきましたので、ここで意見交換の時間をとりたいと思います。ただいまの御説明につきまして御質問、御意見をいただきたいと思っております。どなたからでも結構ですので、よろしく申し上げます。

○曾我委員 経済産業省さんに御質問したいのですが、携帯電話やスマートフォンは非常に話題になっているので、フィルタリング等に関しての状況が把握できるような指標とかさまざまあって、その利用状況とか進んでいない進んでいるとかいうのがよくわかるのですが、ゲーム機とかほかの他機種で子供たちがかなり所有しているものに関して、確かにフィルタリング等の設置を努力いただいているのはあるのですが、問題はそれを子供たちや保護者が活用してきちんと実装に見合った形になっているかどうかが一番大事なところ

ろで、その辺の部分がどのように進んでいるのか。つまり経済産業省としては企業にフィルタリング等を実装させるところまでなのか、それともそれを携帯やスマホみたいに実装するところだけではなくて子供たちにきちんと勧めるところまでが一番大事なところになるものですから、使っていただかないと使っていないのと同じことになりますので、その辺がどのようなフォローワークをされているというか、連携をされているのかを教えてください。ただあればありがたいと思います。

○佐脇情報経済課長 携帯電話、スマートフォンの類いの流通のされ方、具体的な消費者への渡され方とほかの多様な機器との関係で比較した場合に、国の関与の仕方としてどの程度のものが実を上げる上で必要十分でかつ的確なのかということについてはいろいろ勉強しないといけないかなと思ってございますけれども、現在できておりますことは、使い手がしっかり認識した上で必要な手を打てる、かつ使い手が対応したい場合にはしっかりそういうツールが手に入るというところについては私どもの努力の範囲内で今、徹底しているところでございますけれども、そこから先どのような手段でどの程度のことを国が介入しながらやるべきかについては試行錯誤中というのが現状の正直なところですよ。

○清水座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○高橋委員 今とまた同じ話で申しわけないのですが、私どもPTAとかそういった関係で一番悩ましいのが実はゲーム機なのです。普通の携帯電話等に関しましては相当フィルタリングどうのこうのという話がありまして、この5～6年生懸命いろいろな検討をされたのですが、どうもゲーム機の販売に当たってはどこかぼこんと穴があいているところがありまして、その辺をもう少し詰めて実態把握をしていただけるとありがたいかなというのが一つです。

○佐脇情報経済課長 一応私どもが把握しております現在発売中のゲーム機のそのあたりについての整理を申し上げますと、無制限にオープンにインターネットにアクセスできるというようなものはほぼないと思ってございまして、クローズドな、例えばインターネットの特定のゲームをダウンロードするとか、一定の制限がかけやすい形でのみインターネットへの窓口を開いているとか、そういった工夫をされているものだと思ってございまして、それを前提にあと追加的にどういった対応をすべきかということについては、実際に先生方の御指導も含め、実害をもう少しつぶさに確認の上、新しいフィルタリングの方法とか、あるいはどこまで社会が許容するかわかりませんが、携帯、スマートフォンと似たような流通経路における対策を考えるべきかどうかということも含めて対応しないといけないかなと思ってございます。

○高橋委員 すみません、もう一つ、実は今度文部科学省さんのほうに確認したいのです。従来問題になっていたのですけれども、資料6-1の2枚目の「3. 学校での携帯電話の取扱い」とありますけれども、ここが今、どういう周知徹底の仕方です。文部科学省さんのほうとして各学校に指導しているのか。小中に関しましては原則持ち込み禁止で、これが実

際にスムーズに実施できているのかどうか。高校に関しましては一応使用制限として学校で使わないようにということがメインなのですけれども、どうしても小中の問題が登下校時に何か被害があったときに心配だとかいうので携帯をどうしても持たせるのだという話が随分前からありまして、それを高校と同じような形で持っているけれども使用禁止という指導にいつているのか、昔と同じようにただ持ち込み禁止なのだということで実際実施できているのかどうか、もしできていないのであれば大きな方向転換をするなりして対応すべきではないかなと思うのですが、そこの実態を教えてください。

○川又青少年課長 通知としてはここに記載のとおり小中学校については原則持ち込み禁止、高校では校内での使用制限となっております、今、手元に正確な数字がないのですが、小中学校についてはほぼ8割9割方はこの指導に沿った形で原則持ち込み禁止、また何か塾などで事情がある場合には学校と相談の上というような対応になっております。高校でも何らかの形での使用制限というところが多いと思います。

○清水座長 どうもありがとうございました。

清原委員、お願いします。

○清原委員 ありがとうございます。警察庁さんと総務省さんに1つずつ教えていただければと思います。

警察庁さんの御報告では特に違法・有害情報対策を推進していただいて取り締まりを強化していただくなどして、実際に深刻な事態の誘発を防いでくださっているというか、高い検挙率を示していただいていることを感謝いたしますが、一方で警察庁さんも保護者に対する広報啓発の推進ということで、資料3-1の表によりますと保護者説明会や非行防止教室等、広報啓発も実施して下さっているということなのですが、警察庁さんがこのような保護者説明会や非行防止教室等を行うときには地域の教育委員会ですとかPTAの皆様と連携されていると思うのですけれども、いわゆる文部科学省さんとの連携だとかほかの省との連携だとか、そういうことはどのように進められているのか。警察庁さんに聞くよりも警視庁さんにお聞きしたほうがいいのかもしいかなのですが、現場の自治体の住民の皆様、保護者の皆様あるいは行政との連携の実態について教えていただきたいと思えます。

総務省の課長さんに教えていただきたいのですけれども、このたび資料4で多角的な取組をしていただいているということで感謝申し上げますが、先ほどの曾我委員、高橋委員の御質問と重なり合うのですけれども、やはり急速に携帯電話等、子供たちが使う端末がソーシャルネットワークとしての新たなつながりをつくる機能を持っています。先ほど経済産業省さんは今後ゲーム機のメーカーなども含めて何かもう少し一元的な対応ができればというような方向性も言っていたのですけれども、総務省の立場で検討されているプロセスで、今後いわゆる音声電話ではなくて、またインターネットだけではなくて、子供たちと他者をつなぐソーシャルネットワークとしての利用の比率が高くなっていくにつれて、どのような具体的なお取組を検討中でいらっしゃるか、現時点での検討の

内容で結構ですので教えていただければありがたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○清水座長 それでは、警察庁からお願いします。

○田村青少年保護対策室長 失礼いたします。警察庁少年課少年保護対策室長の田村と申します。

清原委員の最初のお尋ねですけれども、きょう通知そのものは資料に添付してございませんけれども、資料3-1にございますように、ことしの1月31日付で生活安全局長名で通達を出しているところでございます。ここでは都道府県警察に対してここにありますような少年を取り巻く有害環境の浄化対策の推進について基本方針に基づいて実態を把握するとともに、対策の推進計画を策定するようにと指示をしておりますけれども、その中の一つに広報啓発の推進という項目がございます。

ただ、その中で留意事項としまして推進計画の策定に当たっては以下のことに留意をしてくださいということ掲げておまして、その中の一つに関係部門及び関係機関・団体との連携も特記してございます。そこに関係部門及び知事部局、教育委員会、学校、PTA、少年警察ボランティア等の関係機関・団体等との連携に配慮した内容とすること、要するに警察サイドのほうで一方的に決めるということではなくて、それぞれ関係者の方々とよく連携した上で効果、成果が上がるような形で推進計画をつくってくださいということを示す内容になっております。

一般的に近年、特に最近いじめ問題等で非常に対処が細かいところまで留意したものが必要となっておりますので、日常から最近では教育委員会、学校現場と警察との連携は緊密に図られるように、その点に関しても別途指示をしているところでございますので、おおむね教育サイド、学校現場サイドと警察との関係は今、良好なものだと考えておりますけれども、それでもこういう少年を取り巻く有害環境の浄化対策の推進がなお一層重要であるということで今回この通知を出させていただいたものでございます。

以上です。

○清水座長 それでは、総務省、お願いします。

○玉田消費者行政課長 御質問ありがとうございます。

今、清原委員からいただいたソーシャルネットワーキングという使い方が特徴的になってきているという中で総務省における現在の検討プロセスということなのですけれども、本日ここには御用意しておりませんが、私どものほうでICTに関する諸問題を扱う研究会がございまして、そちらでスマートフォン時代の安心安全な利用環境のあり方についてのワーキンググループにおいて検討してございます。先週その中間取りまとめを発表させていただき、論点整理等を行ったところでございますけれども、そちらでスマートフォン時代において特に青少年を含め特徴的な利用といったときに、やはりソーシャルメディアあるいはソーシャルメディアのアプリの利用があげられているということでございまして、例えばソーシャルアプリでいいますと、中高生は毎日のように利用する、非常に利用率が

高い、あるいは無線LANでフィルタリングがかかりにくい、かからないことについて知っているかどうかについていいますと、中高生はやはり自分たちのことということで6割前後の子供たちが知っているのですけれども、それでもまだ6割程度、保護者に至ってはさらにそれより低い3割4割でございまして、保護者と利用する青少年の認識の乖離をどう埋めるかという点も論ぜられているところでもございまして、そういう意味では中高生への直接的な啓発活動とともに保護者に対する啓発活動の重要性も見てとれるところでもございます。

○清原委員 今、警察庁及び総務省から御説明いただきまして改めて再確認させていただきましたが、今回内閣府で各府省と協力して新しいチラシをつくっていただきましたが、まさにこれはグッドタイミングかなと思いましたが、何よりも保護者の理解がお子さんたちの利用実態と乖離している。保護者の皆さんも20代、30代の方であればもちろんスマートフォン等タブレット型パソコンも使っているのかもしれませんが、やはりそれよりも早く吸収している子供たちとの乖離をいかに早急に埋めていくかということが今後の大きな課題になるかなと思います。そういう意味で非常に象徴的に「スマートフォンは、従来型の携帯電話よりも高機能だから、注意することが増えています」というようなことでこのチラシもおつくりいただいているのですが、これを訴求して保護者の皆様にいかに伝えていくかが大事だと思います。

三鷹市においてもほかの自治体と同様、市長部局、教育委員会、警察署はもちろん連携しているわけでもございますけれども、文部科学省のお取組にもありますように、ぜひ子供たちだけではなく保護者にいかに今、私たちが直面しているスマートフォン時代の状況を認識し、子供たちを守っていただくかということについて何らかの強い提案がこの会議からできれば幸いです。ありがとうございます。

○清水座長 大変貴重な御意見をありがとうございます。

ほかにもございますか。

五十嵐委員。

○五十嵐委員 ありがとうございます。

私も今の意見に賛成です。各省をまたいでつくられたこのパンフレットは実際には全校、全保護者に配られる予定はあるのでしょうか。そこをお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

○山本参事官 ただいまのところは部数の関係もありまして、この印刷物自体が全国の学校に届くということまでは予定はございません。内閣府のホームページにダウンロードしていただけるようなものがありますので、それを利用する形で必要な連絡をさせていただくということはあるのかなと思います。

○五十嵐委員 毎年6年生宛てに文部科学省のほうからは「ちょっと待って、ケータイ」が全保護者に配られますので、これがとても振り向いてもらえるいい機会なのです。ただ、このパンフレットを見ますと、今の問題が全て書いてありますし、最後には省をまたいで警察庁や総務省や人権の窓口という広い視野での相談窓口も書いてありますので、こうい

ったものが学校は欲しいです。いろいろなところでいろいろな取組をされているのがなかなか一元化されにくいのです。もうみずからネットワークを高くして見つけなければいけない状況なのですが、これには全て網羅されていますので、こういうものを保護者に渡すといざというときにどうしたらいいかも含めて明るくなるなと思いますし、また学校現場でも実際に道徳の中で情報モラルはその根底の思いやりであるとか、決まりを守るであるとか、そういうことを思いを深めるのが狙いですので、実際の操作が云々とか現実的なものを指導する時間が保障されていません。ですので、何か1つのものを見れば各省が有効なウェブサイトをいろいろ出していらっしゃる情報が盛り込まれていて、それが実際の学級指導に役立つようなものも保護者と同時に教員も欲しいと思いますので、そういうものをつくっていただけないかなという希望です。

あわせて先ほど話があったのですが、実際に使っている子供と保護者の認識にはかなり開きがあるのはそのとおりですし、実際に教育現場でもベテランの教員は離れていきますのでなかなかこういう情報には疎くなりがちです。例えば文部科学省のほうの資格の一つとして免許更新講習などでも今、必須12項目ありますが、その中に必ずこれを入れて離れないように、時代の流れから離れないでこういう問題は現実のこととして学ぶ、教員にはそういう機会を保障するといったこれからは新しい考え方も必要なのではないかなと悩んでいるところです。ぜひ御検討をお願いいたします。

以上です。

○清水座長 どうもありがとうございました。

ほかにございますか。

どうぞ、尾花委員。

○尾花委員 尾花でございます。

まずとにかく各省庁全部でというふうにならずずっと当初から言い続けていたものがようやくでき上がったなと思って、私は大変うれしく皆様に感謝しております。本当にありがとうございます。

ただ、このパンフレットなのですけれども、中身はとてもいいものに仕上がっているのですが、やはり表現的になかなか難しいかなと。例えば3ページの中面右側の「無線LAN回線を利用する場合に注意する」というところに「利用者自身がフィルタリングサービスの設定や申込等を行う必要があります」という表現があるのです。従来のフィルタリングサービスに対して一番下の図解のところでは「フィルタリングアプリ」と書いてあるのですが、文面が「フィルタリングサービス」となってしまうと、従来のものとの区別が付きにくいのです。従来のものはフィルタリングサービスで、例えばスマートフォンに対してはフィルタリングアプリとか、そういった形で表現を変えないと、私たちわかっている人間からするとこれは何を示しているのだと明確にわかりますけれども、本当に時代の波とかネットの環境に追いついていない保護者や教職員といった子供たちを見守る側の大人の人たちがこれを見たときに、一体何を示しているのか、別なものなのか同じも

のなのかが多分全くわからないのではないかなと思うので、これは多分おいおい改訂して使っていかれるのだと思いますので、そういう部分は2～3種類あるものに関してわかりやすく区別できるような表現を今後お願いできればうれしいなと思います。

それと実はこういったものにぜひお願いして記載しておいていただきたいことが、スマートフォンの中にはアイコンのアプリはあるのですけれども、それをタップして導入して設定しないと使えないフィルタリングソフトやらウイルス対策ソフトがあるのです。それはパソコンと同じで、アイコンがあっても使えるようになっているわけではないのですが、全国の中学生高校生に行った先でちらっと聞いてみると、大丈夫、ウイルス対策できているよとかフィルタリングやっているよと言うのですけれども、どうしてと言ったら、アイコンあるでしょうと言うのです。アイコンがあるだけでは何も設定がされていないことを理解度の高いであろう子供たちも理解できていない。要するにパソコンを従来からやってきた人はアイコンはサービスで入っているだけで入れなければだめなのだとわかっていますが、スマホになってしまうとものが違うのでぴんと来ないとかいうことがありますので、用意はされていても導入されているかどうかはきちんと確認するように、最近プロバイダさんのほうで新機種を買うと入れましたかとかいうようなメッセージをプッシュ型でメールで送ってくれるようになっているので、それをクリックして進めていけばいいのですが、そうでないとなかなか子供たち、ましてや保護者の人たちはそれをきちんと導入することができないという現状が、スマホがこれだけ普及しているのにまだまだ滞ったままなので、ぜひそのあたりをわかりやすく促していただきたいなというのと同時に、実はウイルス対策も一緒に窓口で進めていただきたいと思っております、こういうところの中にも子供の安全を守るにはフィルタリングだけではなくてウイルス対策も当然必要ですね。ウイルスによる個人情報の流出等で子供たちが被害に遭っているようなケースも出てきていますし、もうスマホになるとフィルタリングだけで守れるという時代ではなくなってしまっていて、昨日も道端で5歳くらいのお子さんがジュニアスマホをこうやって片手に歩いているなんていう様子を見かけましたので、そういう時代になっていますからフィルタリングとウイルス対策は自分を見守るためのセットと考えていただけるように、こういったものを更新されるたびにその部分も最新のものにしていただけたらなと思っております。ちょうどタイミングが悪くて、これは3月なので、ドコモさんのアプリフィルタリングが対応できたのが3月頭で、多分これは間に合わないでそのまま印刷に入ってしまったのだと思うのですけれども、実際にフィルタリングも多様化しています。なので、その部分をまずこのパンフレットに関してはお願いしたいという点が1つ。

それから、これは総務省さんの管轄になるのか経産省さんの管轄になるのか、私たちからすると両方で一緒に手をとり合ってやっていただけたら一番うれしいなと思うのですけれども、フィルタリングが大変複雑化してきておりまして、ここにいらっしゃる全員がきちんと御理解いただいているかどうかは定かではないくらい、従来のフィルタリングとスマホの時代を見越した形のブラウザフィルタリングと言われるもの、アプリケーションに

対するアプリフィルタリングと言われるもの、キャリアさんもこれ3つを区別して書かれているのですが、まずフィルタリングが1個ではなくてなぜかわからないのだけれども3種類もある。その3種類もブラウザフィルタリングはドコモさんは対応していないので、ドコモさんの場合はキャリアのWi-Fiを使うのでなければフィルタリングが外れてしまうという現状になっていると思います。どういうふうに対応したらいいのですかと言うと、外でWi-Fiをドコモ以外のものにつなげるようなことはしないようにしてしましましょうよというような対応策がドコモさんの窓口に行くとき出てくるそうです。そうなりますとジュニアスマホとどう違うのと、一緒ですと。Wi-Fiをつながらなくしているのがジュニアスマホです。安全にするには子供さんはWi-Fiを使えないようにしましょうと。それではどうかなというのはちょっとおいておいたとしても、そうやってキャリアさんごとに対応が違う。なおかつアプリケーションフィルタリングに関しては今度3社ようやくそろったものの、 아이폰に関しては使えない、アンドロイドに関しては使えます、 아이폰に関してはいたし方ないので年齢認証、年齢によるフィルタリングを保護者のペアレンタルコントロールで使ってください、ただし前回のときにお話ししたように4歳で使えるコミュニティアプリなどもありますから、そういうものは保護者の方が逐次注意してくださいなどというお話を細かく説明しておりますと、100%保護者は消化不良を起こして拒絶反応が出てきます。ですから、保護者の方には軽くこの3つのフィルタリングの違いを御説明して、御自分のお子さんが購入する販売店さんで詳細は聞いていただいて、どういうふうに設定するか御相談くださいというのが一番保護者が安心する方法なのです。ある程度理解した上で窓口で対応していただく、これしか方法がないときに本体の中にきちんと準備ができていることと、窓口の対応が準備できていることは不可欠なのです。でも、残念ながら例えば地方の販売店さんとかに行くと、もう勘弁してください、フィルタリングの説明だけで、必死でウイルスまで進めろと言われても法律に何も書いていないではないですかみたいな反応が、私もテキストで持っているのですけれども、そういったクレームのようなメールも実際に届いています。ですので、メーカーさん、キャリアさん、販売に従事される事業者さん、全ての方たちにせめてここまでは最低限やってくださいというのをうまくガイドブックを提示するなり、マニュアルをネットでダウンロードできるようにするなり、直接指導するなり、企業の上のほうに地方の末端の店舗まで何とかしてくださいねと通達を出すなり、何らかの形でしていただかないと、この複雑な状況は保護者はきっと乗り越えられないと思います。なので、ぜひ省庁をまたいで御協力いただいて、子供たちの安全な環境を整えていただければなと思います。

長くなりましたが以上です。

○清水座長 大変具体的な貴重な御意見をありがとうございました。

ほかにございましたら。

どうぞお願いします。

○植山委員 植山です。

文部科学省のケータイモラルキャラバン隊のことについてお尋ねしたいのですが、私は中学校現場でスクールカウンセラーとして勤務しておりますが、私自身もデジタルのことがよくわからなくてインターネットが疎いのですが、この会議に出席させていただくようになりまして重大性がますますわかってきました。ということは、今、尾花先生もお話をしていらっしゃいましたが、保護者の方等の認識は接する機会が、回数が多くならなければ意識も高まらないのだなというのを身をもって今、体験しているところです。

これを拝見いたしますととてもよい試みをしていらっしゃるのですが、25年度も12カ所で私の勤務しているところの自治体にもこれは来ていないぞということで、もしできましたら47都道府県せめて1県1回くらいは来ていただけるようなことにはできないのかなということなのですが、教えてください。

○清水座長 文科省、お願いします。

○川又青少年課長 23年度から始めて24年度6カ所、25年度12カ所なのですけれども、国の委託事業ということで全体のお金のあれもあるわけですが、国としてはこういうモデルを各地でつくって行って、それをむしろ地方なり地方の教育委員会あるいはPTAと組んでこういう国からお金が来なくてもできるようなノウハウなりモデル的なものを組み立てていきたいというのが事業の趣旨なので、全部国からのお金がないとできないということではなくて、ノウハウなり成果なりをお知らせすることによっていろいろな地域で取組ができるような方向に将来的には持っていきたい。そのための呼び水というか、パイオニア的な形での国の事業として実施をしているものです。なかなか全国津々浦々国のお金でやることはできないわけですが、こういうものをきっかけとしてそれぞれの県のPTAなどの役員さんの意識が変わってきたりという成果もあらわれてきていますので、しばらくはこういう形で少しできる限り多くの地域でできるようにしていきたいと思えます。

○清水座長 ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

簡単をお願いします。

○曾我委員 先ほど経産省さんにいろいろ御質問をした中で、とうとう最後まで話が出てこないのもう一度申し上げます。経産省さんのゲーム機やカメラやいろいろなものが今、スマホ化していく可能性がある、つまりミュージックプレーヤーはアプリをダウンロードできますね。基本的にそこにアプリがダウンロードできるということはスマホと同じでいろいろなものに接続できる可能性が生まれてくるということなので、それが経産省さんの内容のものに関してはクローズしているからまだそこまでないとおっしゃっていても、もう半年以内にそうなってしまう可能性もあつたりします。だからぜひ総務省さんともっと連携していただいて、やはり道具が携帯やスマホと同じ状況になるような環境があれば、それと同じ対策を経産省さん側からも企業にお願いできるような環境を整えていただく。それが省庁連携で進むと大変ありがたい。それぞれの省庁が補完し合っていたいただきたいということだけお願いしておきます。

○清水座長 どうも御意見ありがとうございました。

どうぞ。

○佐脇情報経済課長 スマートフォンに近くなっているという御趣旨は恐らくインターネットへの気軽な接続ができるということかと思えます。繰り返しになりますけれども、例えば1人で自由にインターネットに接続する環境を備えたゲーム機であるかどうかとか、これはゲーム機として特定のゲームを使うために限ってインターネットというネットワークを使っている、そういう制限がハード面でしっかりできているとか、そのあたりが多様でありますので、そこに照らして必要十分な対応をとというのが私どもが平成22年度に示した判断基準でございまして、それに基づく対応を今、進めているところでございますから、おっしゃるとおりイノベーションによって例えばもともとメーカー側が想定したのが特定のサイトにしかアクセスできないつもりだったけれども、何らかの形でアプリケーションをダウンロードした結果、非常に広くアクセスできるようになってしまうという実態がないかも含めまして、実態を踏まえた対応をしていかないといけないと思っております。スマートフォンとの関係で類似というのはそういうことと理解しましたけれども、もし違うようであれば御指摘ください。

○曾我委員 ミュージックプレーヤーでLINEなどのアプリもダウンロードできますね。それで通話もできますし、コミュニケーションもできますし、それはかなりスマホに近いところは思うのですが、そう思われたいということなのですか。

○佐脇情報経済課長 具体的にどういう機能があるかを分析的にチェックした上で整理したいと思っております。

○清水座長 これはこれ以上やってもあれですので。

そろそろ時間が、本当に一言で。

○尾花委員 現状として御理解いただきたいのは、中学生、高校生が高校受験、大学受験で学習塾に通うときに、子供たちに対して塾のほうで、宿題のアプリや学習アプリやらをやるためによろしければ次の機種変更のときにスマートフォンを御購入くださいというような形になっているケースもあります。そのときにうちはスマホを絶対買わない、そのかわりアプリがダウンロードできるからということで音楽プレーヤーという形で買い与えたアイポッドタッチを、インターネットのアプリをダウンロードして学習教材として使わせているという保護者が全国大変多く見受けられます。ですので、アイポッドタッチとか、音楽プレーヤーでインターネットに自由にアクセスできるものは基本的にスマートフォンと全く使われ方が変わっていない。それも子供たちには大変身近で、遊びの道具ではなくて学習という目の前の受験に必要な道具として使われているのだという現状だけは認識いただいて、安全な環境をぜひつくっていただければと思います。

○清水座長 どうもありがとうございました。

まだあるかと思いますが、恐縮ですが御意見は事務局へメール等で送っていただければありがたいと思います。そのときできるだけ具体的にお願いしたいと思います。どうもあ

りがとうございました。

それでは、議題2の①に移らせていただきたいと思います。「青少年のインターネット利用環境実態調査結果について」でございます。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○山本参事官 利用実態調査の結果について御説明いたします。資料8をごらんいただきたいと思います。

前回の検討会におきまして速報版により御説明いたしましたが、全体を取りまとめ3月28日に公表したものでございます。概要版は18ページございますが、このうち8ページ～14ページまで、それから、17、18は今回新しく追加したものでございますので、そこを中心に御説明申し上げます。

1 ページは調査の概要でございます。満10歳～17歳までの青少年3,000人、保護者3,000人ということで、昨年11月に調査したものでございます。今回はスマートフォンやゲーム機、タブレット型携帯端末などの利用状況についても新たに調査をしております。

2 ページでございます。青少年の携帯電話の所有状況でございます。赤いところがスマートフォンでございます。小学生で7.6%、中学生で25.3%、高校生で55.9%ということで、24年度にかけて大きく伸びている状況がうかがえるところです。

3 ページ、携帯電話を通じたインターネット利用でございます。左側が全体の状況です。小学生で40%、中学生で75%、高校生で95%となっております。右側が利用の内訳でございます。多いのはメール、調べもの、ゲームといったところが上位に来ております。携帯電話については左の3つ、メール、SNS、チャットなどのコミュニケーションがかなり多く利用されている状況がうかがえるところです。

4 ページでございます。こちらは携帯電話を通じたインターネットの利用時間についてのものです。2時間以上のものが黄色から赤までの4段階でございますが、右側の枠にありますとおり平成24年度は35.1%ということで、前年に比べて10ポイント増加しております。また平均時間も97分ということで、前年に比べて約15分増加をしている状況がうかがえるところです。

5 ページでございます。パソコンを通じたインターネットの利用でございます。左側が全体の利用状況です。こちらは小学生から90%を超えてございます。右側が利用の内訳でございます。多いものは調べもの、ゲーム、音楽、動画等の閲覧でございます。先ほどの携帯電話と比べまして左の3つ、メール、SNS、チャットといったコミュニケーションが低くなっているところでございます。

6 ページ、こちらは携帯電話におけるフィルタリングの利用率でございます。赤いところが24年度ですけれども、小中学生において伸び悩みが見られます。また高校生については若干伸びておりますけれども、それでも5割半ばにとどまっております。フィルタリング利用率の向上が引き続き課題となっているところでございます。なお、ここには記載がございませんけれども、フィルタリングの利用率を携帯電話の別に見ますと、スマート

フォンが49.5%ということで、他の一般の携帯電話67.2%あるいは機能限定の携帯電話78.8%に比べると低くなっているところであります。スマートフォンへの移行がフィルタリング利用率の伸び悩みに影響していると考えられるところです。

7ページ、こちらはフィルタリングの利用率を購入時期、啓発経験の有無で分析したものでございます。左が購入時期別の分析です。平成22年度が72.4%と多くなっておりますが、それ以降横ばいの傾向を示しております。右側が啓発経験の有無別ですけれども、赤いほうが学んだことがあると答えた保護者でありまして、いずれもこちらが上回っております。啓発経験がフィルタリングの利用に結びついているのではないかと考えられるところです。

8ページ、ここからが新しいものでございます。まず8ページは携帯電話において利用しているフィルタリングの設定方法について問うたものです。グラフの緑色の部分が事業者から提供されたもの、例えばホワイトリスト方式あるいはブラックリスト方式などをそのまま設定している方、赤い部分が自分で特定のサイトあるいはカテゴリーを制限するなど、カスタマイズを加えた方でございます。これを見ますとカスタマイズを加えた方は15%から7%でとどまっているところがあります。フィルタリングの利用は先ほど小中高となるにつれて下がってきているわけですけれども、フィルタリング自体をやめるのではなくてカスタマイズを加えて利用していただくということが一つの課題ではないかと考えられるところです。

9ページでございます。こちらはゲーム機やタブレット型携帯端末の所有状況でございます。赤いところがゲーム機、タブレット両方持っている方、オレンジがゲーム機だけ、黄色がタブレットだけということであります。どちらかを持っている方の所有率が右側に記載しておりますけれども、5割～6割強ということでかなりの所有がうかがえるところです。

10ページでございます。こちらはゲーム機、タブレット型携帯端末を通じたインターネットの利用状況です。赤いところが使っている層でありまして、ゲーム機においては28～38%、タブレット型においては54～78%がそれぞれ使っておりまして、かなりの利用がうかがえるところでございます。

11ページでございます。11ページと12ページはスマートフォンの利用状況について調べたものです。まず11ページはアプリケーションをダウンロードする際に保護者に確認をとるかということ聞いたものであります。赤いところが必ず確認をとる、オレンジがどちらかということを確認をとると答えた層でございます。これを見ますと、中学生で両方合わせて39%、高校生で8%ということで、高校生になるにつれて低い、保護者が青少年の利用実態を十分把握できていない実態が明らかになっております。仮にフィルタリングをしたとしてもアプリケーションを通じてインターネットに接続することが可能となりますので、例えば高校生のフィルタリング利用率は先ほど54.4%でございましたけれども、さらにアプリケーションの確認まで行っている方に限れば31%ということで、さらに23ポイ

ント程度低下することが明らかとなっております。

12ページでございます。こちらはスマートフォンによるWi-Fiなど無線LAN回線の利用状況でございます。赤いところが使うことがあるということでありまして、かなりの利用が確認できる場所です。無線LANの利用の有無で区分してインターネット上のトラブルや問題行動に関する行為の経験があるかを尋ねますと、無線LANを使うことがあるという層は69.9%ということで、使うことはないと答えた方56.7%に比べて13.2ポイント高くなっております。無線LANを使う人がトラブルなどを経験しやすい傾向がうかがえる場所です。

13ページでございます。こちらはインターネット上のトラブルや問題行動に関する経験を機種別に見たものでございます。赤いところが携帯電話、緑がパソコン、青がゲーム機・タブレットということでありまして、携帯電話のメール関連あるいはSNS関連が多くなっております。問題行動全体について見ますと、携帯電話で56.6%、パソコンが14.6%、ゲーム機等が11.9%ということになってございます。なお、さらに携帯電話の機種別に見てみますと、スマートフォンが61.8%ということで、その他の一般の携帯電話55.9%あるいは機能限定携帯電話の40.8%に比べて高くなっているところも確認がされております。

14ページでございます。これは保護者に対して、保護者と青少年はどちらがインターネットに詳しいかを尋ねたものです。自分のほうが詳しいと答えた保護者が赤、どちらかというに詳しいと答えた保護者がオレンジでありますけれども、これを見ますと高校生では詳しいと答えた者が両方合わせても19.9%ということで、先ほども御指摘がありましたとおり保護者が青少年の理解度についていけない状況がうかがえる場所です。

15ページでございます。これは例年とっておりますけれども、青少年のインターネット上のトラブル、問題行動について知っているかということ青少年、保護者両方に尋ねたものであります。これについては高校生について保護者のほうが下回っております、利用実態を十分把握できていないところがここでもうかがえる場所です。

16ページ、こちらにも例年とっておりますけれども、携帯電話を使うことについて家庭のルールがあるかを尋ねるものです。これについてはいずれの学校種においても保護者のほうが上回っております、保護者はルールがあると思っっているのに対し、青少年は思っっていない場合が一定数あるということが分かる場所です。

17ページでございます。こちらは保護者に対して携帯電話を購入するときに販売業者からフィルタリングに関する説明があったかどうかを尋ねるものです。これを見ますと24年度は80%ということで年々増えておりまして、関係事業者の努力によりまして一定の成果は少しずつ上がってきているのかなと見られる場所です。

18ページでございます。こちらは他方で青少年インターネット環境整備法を知っているかと尋ねたものです。一番左が法を知っているかどうか答えた結果になっております。赤いところが24年度です。この2年連続で減少しております、24年度は25.5%にとどまっております。青少年の保護者は毎年新しい層が入ってくるようになりますので、引き続き啓発に取り組んでいく必要があると考えられる場所です。

実態調査の結果については以上でございます。

○清水座長 どうもありがとうございました。

御質問、御意見がございましたらお願いします。特によろしいでしょうか。

どうぞ、お願いします。

○尾花委員 1つだけお尋ねします。アプリのダウンロードに関して保護者に断っている断っていないという保護者確認のチャートが11ページにありましたけれども、私も細かいほうをお読みしていないので、もしあったら大変申しわけないのですが、有料のアプリか無料のアプリかは調査されていますか。

○山本参事官 アプリを使うときに有料か無料かというのも別途聞いておりました、報告書のほうにはそれも盛り込まれてございます。

○尾花委員 ありがとうございます。

○清水座長 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、次に議題2の②となりまして、「青少年インターネット利用環境に係る地方連携体制支援事業」についてでございます。

事務局から御説明をお願いいたします。

○山本参事官 それでは、内閣府において平成25年度事業として予定をしております地方連携体制支援事業について御説明をさせていただきます。資料9をごらんいただきたいと存じます。

まず1ページ目、事業の目的でございますけれども、第2次基本計画におきまして特に留意すべき課題として「③国、地方公共団体、民間団体の連携強化」といったことが示されたところでございます。青少年の適切な利用に関する教育啓発につきましては関係機関・団体の御尽力によりまして一定の成果を上げてきておりますけれども、他方で地方における取組につきましては熱心に取組が進んでいる地域とそうでない地域との間で温度差が生じているという指摘もなされているところでございます。そこで国民全体の機運を高め、地域が自立的に各種取組を実施することができるよう連携体制を構築しよう、その支援をしていこうというものでございます。

具体的には各地方の事情に応じまして、青少年、保護者のキーパーソンとなる方あるいは学校の先生方、地方自治体の担当者、サイバー防犯ボランティア、健全育成のボランティアの方々など地方で指導的な立場となる有識者を対象といたしましてフォーラムを開催するものでございます。これにより連携体制を構築して、自主的な取組を活性化していただく、そして保護者が気楽に相談できるような体制を整備することを目的としたものでございます。

なお、24年度の実態調査におきましてもインターネット上のトラブルや問題行動に関する行為について誰かに相談したと答えた保護者は13%にとどまっておりまして、相談した

人の先としても知人あるいは学校の先生といったところが多くなっているところでありますので、そうした相談体制の充実も課題と考えてございます。

2 ページ目でございます。事業の概要でございます。25年7月～12月まで全国8つのブロックに分けて300人～500人の方を対象に実施をする予定でございます。1日目が午後、2日目が午前ということでありますが、この辺は各地域の交通の便など、実情に応じたものとしていただくことを考えております。具体的には国や地方公共団体から取組の訴えかけを行いますほか、有識者の方々による基調講演、民間団体・事業者の方々による体験型の講座、パネルディスカッションなどを予定してございます。基本的には講師となる方が東京から御参加いただき、受講者となる方は地域の方に集まっていただくものでございます。

3 ページでございます。具体的なスケジュールでございます。全国を8つのブロックに分けてございます。北海道のほか、東北では宮城、関東・甲信越では埼玉、東海・北陸では岐阜、近畿では京都、九州では福岡において実施できるようそれぞれの関係機関に御相談しているところです。また中国・四国についても早急に開催候補地が決められるように調整を進めてまいりたいと考えております。開催県のキーパーソンはもちろんでございますが、開催県以外におきましても自治体の担当者あるいは情報モラル教育を担当される学校の先生方には御参加をいただきたいと考えております。

なお、今後本事業の計画を進めるに当たりましては、講師あるいは受講者の確保が課題となつてまいりますので、検討会の委員の先生方にもお力をお借りする場合があるかと思ひます。この場をお借りしてよろしくお願ひを申し上げたいと思ひます。

事務局からは以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

今の御説明につきまして御質問、御意見がありましたらお願いします。

どうぞ、高橋委員。

○高橋委員 今の説明で非常にありがたいお話なのですが、私はいつも言いますが、地方に行ったらこういった話が全く伝わっていないので、ぜひ地方の掘り起こしをとお願ひしているのです。

今、具体的に例えば東北ブロックだったら宮城県とあるのですが、第1回～第8回のうちの1回が宮城県という理解でよろしいのでしょうか。そういうことですね。

○山本参事官 そのとおりです。

○高橋委員 ということは、東北ブロックの各県から例えば宮城県にある程度集まっていたきたいという話になるのか、宮城県だけを対象にして、まずそこからきちんと体制をつくってこうということなのか、その辺だけ教えてください。

○山本参事官 ありがとうございます。事務局の希望としては開催地宮城県の方が集まってくたさるのはもちろんですが、東北の開催地以外の県の方についても実際に自治体の担当の方ですとか、あるいは学校の先生方ですとか、もちろん有識者の方が来られ

ば歓迎ですし、そうした方も含めて東北から宮城に集まってくださる、そしてそれを持ち帰っていただいて、それぞれの県でまた取組を進めていただくことを予定しているものがございます。

○清水座長 よろしいですか、ありがとうございました。

どうぞ。

○尾花委員 これはブロックがかなり広範囲にわたっているのですが、もしも可能であればですけれども、サッカーのパブリックビューイングではないですけれども、県庁ですとか、あとは例えば自治体のNPOさんでこういった活動をされているためにストリームで送ったりするように映し出せるような会場、研修教室を持っていらっしゃる場所もあると思うのです。昨年各都道府県でどんな団体がどうやった活動をしているかというところをある程度把握しようと動いてくださったと思うので、そんなところに投げかけてみて、もし地域で御協力いただけるのであればそこに流すという新しい手法に取り組むことを、どこか1カ所でもいいのですけれどもサンプル的に検討いただけたらうれしいなと思います。

○清水座長 貴重な御意見をありがとうございました。

清原委員。

○清原委員 ありがとうございます、清原です。

先ほど藤原先生に御尽力いただいて全国からサンプリングした調査の御報告がありました。本当に改めて報告書でも確認したのですが、全国津々浦々から一定のランダムサンプリングをしていただいたのですが、全体として2,000足らずの御回答ですので地域によって特徴のありやなしやを分析するところまではなかなか難しかったのではないかなと拝察しているのです。やはりこの問題についても地域によってももちろんそれまでの普及率の違いであるとか、あるいは学校やその他の民間団体の取組の違いであるとか、それなりの地域の特徴はあるかと思えます。ですから、このように大きく8つのブロックに分けてまずオピニオンリーダーといいたまいますか、丁寧にコーディネーター能力を持つ方の研修的な場をつくっていただくのは大変有効だと思います。ぜひ国がするのでというのではなくて、運営等に地域の方が積極的に、自主的、自発的にかかわっていただくような取組にしてください、仮に8ブロックでどうしても限られた県や市町村での開催になるかもしれませんが、その後波及していけるようなインセンティブを持った運営をお願いできればなと思います。

あわせて先ほども文部科学省のネットモラルキャラバン、ケータイモラルキャラバンに熱い期待が寄せられて12カ所でなくというようなお声もあったのですが、対象者が微妙に違いますね。現役の幅広い保護者の方なのか、あるいはこれからこういう取組を行政と一緒に民間の力で進めていただける方の掘り起こしもあるでしょうから、このところはそれぞれがそれぞれの趣旨で元気いっぱいにやっていただければいいのかなと思いました。繰り返しになりますが、ぜひ地域のいい意味でのリーダー、コーディネーターを発掘していただいて、そういう方々の地域を越えた連携組織ができるような、そのときに私も

かかわらせていただいております安心ネットづくりの組織なども貢献できるのかなど感じました。

以上です。よろしくお願いします。

○清水座長 どうもありがとうございました。大変貴重な御意見とと思います。

ほかはよろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。それでは、この議題を終わりにさせていただきたいと思えます。

議題3はその他ですが、今後の予定につきまして事務局からお願いします。

○山本参事官 今後の予定でございますが、今年度は今後夏、秋、冬と四半期に1回程度ずつ本検討会を開催させていただきまして、第2次基本計画の重点項目となっておりますスマートフォンを初めとする新たな機器への対応、保護者に対する普及啓発の強化、国・地方公共団体・民間団体の連携強化の3点について順次関係団体の皆様から取組状況についてヒアリングを実施してはいかかかと考えております。具体的な開催日時につきましては別途御連絡をさせていただきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

本日の議事は以上でございます。

本日は最初にそれぞれの省庁から進捗状況の御報告をいただきまして、それにつきまして構成員から大変貴重な御意見をいただきまして、まことにありがとうございました。

2番目には利用実態調査の報告ということで、要約で御説明をされたわけですけれども、厚い報告書をいただいておりますので、これまたよくごらんいただければと思えます。

最後はこれからのフォーラムに皆さん期待しているという総合評価かなと思えますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして第17回の検討会を終了させていただきたいと思えます。本日はどうもありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。